

寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第2号

寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第24条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬

の月額(月額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日。)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員を除く。」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。